

<出生届出後の手続について>

お早めに手続をお願いします

R3.10~

対象者	手続	お持ちいただくものなど	担当課等
□ 出生届を時間外にされた方	母子手帳に届出市町村長の証明を受けてください。	・母子健康手帳 (注) 後日、児童手当、子ども医療費助成などの手続をしてください(住所地の市町村での手続となります)。	市民課 (1階)
	燃やせるごみ指定袋の引換券の申請をしてください(子が上越市民となる方、里帰り出産で長期滞在となる方)。	(注) 里帰り出産に伴い、出生児以外の3歳未満児も同時に滞在する場合は、当該児童の母子手帳もお持ちください。	
□ 外国籍の子を出産された方	父又は母が特別永住者の方は、 <u>出生後60日以内に特別永住許可申請の手続をしてください。</u>	・市民課へお問い合わせください。	東京出入国在留管理局 (新潟・長野)
	出生日から60日を超えて日本に滞在する方は、 <u>出生後30日以内に在留資格取得許可申請の手続をしてください。</u>	・東京出入国在留管理局へお問い合わせください。 新潟出張所 025-275-4735 長野出張所 026-232-3317	
<b>個人番号(マイナンバー)をお知らせする「個人番号通知書」について</b> 個人番号通知書は、住所地で住民登録してから、3~4週間後に住民登録のある住所の世帯主宛に簡易書留で送付されます。 なお、個人番号通知書が届くまでに個人番号(マイナンバー)が必要な場合は、個人番号(マイナンバー)入りの住民票の写しをお取りください。			市民課 (1階)
□ 国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入手続をしてください。	・父又は母の国民健康保険証 ・印鑑(認印)	国保 年金課 (1階)
□ 国民健康保険の加入者で出産された方	出産育児一時金の手続が必要な場合があります。	・国民健康保険証 ・印鑑(認印) ・出産費用明細書 ・世帯主名義の預金通帳 ・直接支払制度合意文書 ・個人番号カード又は通知カード	
□ 国民年金に加入している方	産前産後期間の国民年金保険料の免除を希望する場合は、免除申請をしてください。	・年金手帳 ・出産日(予定日)を確認できる書類(母子手帳等)	
□ 子の住所が当市にある方	子どもの医療費助成の手続をしてください。	・母子健康手帳 ・印鑑(認印) ・児童が加入する健康保険証 ※出生パックを受け取ってください。出生パックには予防接種予診票や乳幼児健診の日程表などが入っています。	こども課 (1階)
□ 妊産婦医療費助成の受給者証をお持ちの方	妊娠医療費助成の手続をしてください。	・妊娠医療費受給者証 (出産日が分娩予定日より月をまたいで前後した場合、受給資格期間が変更となります)	
□ 児童手当を受給される方(父又は母のうち、所得の高い方)	出生後15日以内に、児童手当の申請をしてください。 (申請が遅れると、遅れた月分の手当を受けられない場合があります。)	・申請者名義の預金通帳 ・印鑑(認印) ・厚生年金に加入している場合は、申請者の健康保険証 ・児童が市外に居住している場合は、別途書類が必要となりますので、こども課へご確認ください。	
□ ひとり親世帯の方	児童扶養手当の申請をしてください。	・申請者名義の預金通帳 ・印鑑(認印) ・年金手帳、または年金証書	
	ひとり親家庭等医療費助成の申請をしてください。	・申請者及び児童の健康保険証 ・印鑑(認印)	
□ 市内に住所を有する人で、満18歳未満のこどもを3人以上養育する保護者	子育てジョイカードの交付申請をしてください。	・こども課へお問い合わせください。	

届出後の手続は、お済みでしょうか。いま一度、確認してください。

上越市役所 Tel(025)526-5111